

## 5. 薬事

地方分権の推進を図るため、平成9年度に医薬品一般販売業等に係る許可・監視指導等の事務、平成12年度に毒物劇物販売業の登録・監視指導の事務が東京都から特別区へ移管された。

また、平成17年4月には特別区における東京都の事務処理に関する特例条例により薬局等を含む11業務が事務移譲された。

### [1] 薬局等

薬事法等の関係法令に基づき、薬局等に対する許可、諸届出の受理、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため立入検査、収去検査を実施し、構造設備、品質管理等について監視指導を行なっている。また、これらに対する苦情処理及び相談に応じている。

なお、平成21年度6月施行の改正薬事法により、平成24年5月までに一般販売業及び薬種商販売業は店舗販売業に移行する予定である。

#### (1) 施設数及び監視件数等

(単位：件)

区分 年度	施設数	新規	更新	廃止	監視件数	違反件数
19年度	1,632	96	8	120	638	17
20年度	1,708	174	12	98	464	18
21年度	1,811	218	25	115	638	22
22年度	1,844	196	37	163	523	26
23年度	1,877	141	40	107	521	6
薬局	146	14	28	12	96	3
薬局製剤	23	3	6	4	27	0
製造業	23	3	6	4	27	0
一般販売業	5	0	0	11	20	0
店舗販売業	77	18	0	5	52	0
薬種商販売業	3	0	0	5	8	0
特例販売業	0	0	0	2	4	0
管理医療機器	販売業	1,233	51	22	122	0
賃貸業	286	4		0	119	0
麻薬小売業者	81	48		42	46	3

#### (2) 医薬品等の収去状況

取去品目	品目数	試験結果
医薬品	2	適
医薬部外品	1	適
化粧品	1	適
医療機器	1	適

(3) 薬事講習会の開催

平成23年度は、薬局を対象に薬事講習会を開催し27名が参加した。また、一般販売業、店舗販売業及び薬種商販売業はテキストを作成し、配付をもって講習会とした。

**[2] 毒物劇物販売業等**

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業等の登録及び諸届出の受理、並びに立入検査を行ない貯蔵設備、取扱責任者の管理状況、譲渡手続等について監視指導を行なっている。

□施設数及び監視件数等 (単位：件)

区分		施設数	新規	更新	廃止	監視件数	違反件数
年度							
19年度		263	8	4	30	79	6
20年度		259	6	7	10	87	6
21年度		257	8	28	10	65	4
22年度		252	13	30	18	73	7
23年度		249	7	24	10	67	2
毒物 劇物 販売業	一般販売業	148	7	23	10	60	2
	農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0
	特定品目販売業	4	0	1	0	4	0
	毒物劇物業務上取扱者	97	0		0	3	0

**[3] 薬事苦情相談件数**

(単位：件)

区分		薬局	医薬品一般販売業	薬種商販売業	特例販売業	毒物劇物一般販売業
年度						
19年度		4	1	1	0	0
20年度		10	1	0	0	0
21年度		4	0	0	0	0
22年度		6	0	0	0	0
23年度		6	0	0	0	0

#### [4] 家庭用品の安全確保

都区制度改革により、平成12年度から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に係る事務が東京都から特別区へ移管された。

家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象である繊維製品、一般家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有量を検査し、規制している。

平成23年度は、46品目（繊維製品30品目、一般家庭用品16品目）を試買し、試験検査を実施した。

□試買と検査結果

(単位：件)

規制対象	試買品目	検査項目	検査数	違反数
繊維製品	下着、中衣、よだれかけ、靴下、外衣、寝具、寝衣、帽子	ホルムアルデヒド	30	0
一般家庭用品	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル、メタノール トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	7	0
	家庭用接着剤 家庭用塗料	有機水銀 トリフェニル錫化合物 トリプチル錫化合物	6	0
	住宅用洗浄剤	塩化水素、硫酸 落下・漏水等容器試験	2	0
	家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 落下・漏水等容器試験	1	0